

9 放射線被曝^{ばく}者医療国際協力の推進について

(厚生労働省・外務省・文部科学省関係)

要望内容

- 1 放射線被曝者医療国際協力推進協議会が行う事業に対する助成
- 2 国による放射線被曝者国際医療支援の推進及び同協議会事業との連携

(要 旨)

本市は、広島県及び医療を始めとする関係機関とともに、世界最初の被曝地として、長年にわたる被曝者治療の実績や各種の研究成果を生かし、広島を挙げて、世界の被曝者医療への貢献と国際協力の推進に資することを目的に、平成 3 年 4 月に放射線被曝者医療国際協力推進協議会（H I C A R E）を設立しました。

同協議会による、チョルノービリ原子力発電所事故やセミパラチンスク核実験場を始めとした、世界の放射線被曝（爆）者医療への貢献は、国際的にも高い評価を得ており、平成 26 年 5 月には、国際原子力機関（I A E A）の協働センターに同協議会が指定されました。

このように国際的に高い評価を得ている我が国の放射線被曝（爆）者医療に係る知見は、原子爆弾被曝者に対する医療とともに今後ますます重要性が増すことから、国におかれても、同協議会が行う放射線被曝（爆）者医療を通じた国際協力事業の実施に対して、広く助成措置を講じていただくとともに、国際協力事業を積極的に推進し、同協議会が行う事業との連携を図っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 「放射線被曝者医療国際協力推進協議会」の事業内容

- (1) 研修医師等の受入れ・専門医師等の派遣事業
- (2) 放射線被曝者医療国際協力普及啓発事業
- (3) 調査研究事業

2 「放射線被曝者医療国際協力推進協議会」の構成

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) (一社)広島県医師会 | (7) (公財)広島原爆障害対策協議会 |
| (2) (一社)広島市医師会 | (8) 広島赤十字・原爆病院 |
| (3) 広島大学 | (9) 広島県 |
| (4) 広島大学病院 | (10) 広島市 |
| (5) 広島大学原爆放射線医科学研究所 | (11) 学識経験者 |
| (6) (公財)放射線影響研究所 | |

3 事業費

令和4年度予算 3,207万円

※ 上記金額は、広島県・広島市の合計額であり、それぞれ1/2ずつを負担している。